

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の開催について

平成27年11月25日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定
平成28年9月23日
一部改正
平成29年12月15日
一部改正

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等を目的として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長	内閣府知的財産戦略推進事務局長 文化庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 総務省地域力創造審議官 総務省情報流通行政局長 外務省国際文化交流審議官 国税庁長官官房審議官 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省食料産業局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 観光庁次長 東京都生活文化局長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都産業労働局長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長
オブザーバー	全国知事会事務総長 全国市長会事務総長 全国町村会事務総長 独立行政法人国際交流基金理事長 独立行政法人国立文化財機構理事長 独立行政法人国立美術館理事長

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
株式会社海外需要開拓支援機構代表取締役社長
独立行政法人日本貿易振興機構理事長
独立行政法人国際観光振興機構理事長

- 3 連絡会議の庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。